

光ファイバ専用サービス契約約款

2021年3月25日

中部テレコミュニケーション株式会社

目 次

第1章 総 則

第1条 約款の適用

第2条 約款の変更

第3条 用語の定義

第2章 光ファイバ専用サービスの品目

第4条 光ファイバ専用サービスの品目

第3章 光ファイバ専用サービスの提供区域

第5条 光ファイバ専用サービスの提供区域

第4章 契 約

第6条 契約の単位

第7条 共同光ファイバ専用契約

第8条 光ファイバ専用回線の終端

第9条 光ファイバ専用申込の方法

第10条 光ファイバ専用申込の承諾

第11条 最低利用期間

第12条 契約者数の変更

第13条 品目等の変更

第14条 光ファイバ専用回線の移転

第15条 光ファイバ専用回線の異経路

第16条 光ファイバ専用回線の利用休止

第17条 光ファイバ専用契約に基づく権利の譲渡の禁止

第18条 契約者が行う光ファイバ専用契約の解除

第19条 当社が行う光ファイバ専用契約の解除

第20条 その他の提供条件

第5章 利用中止及び利用停止

第21条 利用中止

第22条 利用停止

第6章 光ファイバ専用回線の利用の制限

第23条 光ファイバ専用回線の利用の制限

第7章 料 金 等

第1節 料金及び工事に関する費用

第24条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

第25条 料金の支払義務

第26条 工事費の支払義務

第27条 設備費の支払義務

第3節 料金の計算方法等

第28条 料金の計算方法等

第29条 料金等支払いの連帯責任

第4節 割増金及び遅延損害金

第30条 割増金

第31条 遅延損害金

第8章 保 守

第32条 契約者の維持責任

第33条 契約者の切分責任

第34条 修理又は復旧の順位

第9章 損害賠償

第35条 責任の制限

第36条 免責

第10章 雑 則

第37条 承諾の限界

第38条 利用に係る契約者の義務

第39条 他人に使用させる場合の契約者の義務

第40条 契約者からの光ファイバ専用回線等の設置場所の提供等

第41条 技術的事項

第42条 法令に規定する事項

第43条 閲覧

別記

料金表

通 則

第1表

第2表 工事に関する料金

別表

光ファイバ専用サービスにおける基本的な技術的事項

附則

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社(以下「当社」といいます。)はこの光ファイバ専用サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより光ファイバ専用サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更後のこの約款及びその効力発生時期を、本サービスに係るWebサイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定されたこの約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信事業者	電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。
光ファイバ専用サービス	契約の申込み等により指定された区間において当社が設置する光ファイバ心線を使用して、光信号の伝送を行う電気通信サービス
サービス取扱所	(1)光ファイバ専用サービスに関する契約事務を行う当社の事務所 (2)当社の委託により光ファイバ専用サービスに関する契約事務を行う者の事業所
光ファイバ専用契約	当社から光ファイバ専用サービスの提供を受けるための契約
光ファイバ専用申込	光ファイバ専用契約の申込み
光ファイバ専用申込者	光ファイバ専用申込をした者

契約者	当社と光ファイバ専用契約を締結している者
光ファイバ専用回線	光ファイバ専用契約に基づいて設置される光ファイバ心線
端末設備	光ファイバ専用回線の一端に接続される電気通信設備であつて、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であつて、端末設備以外のもの
光ファイバ専用回線等	光ファイバ専用回線及び当社が設置する電気通信設備
技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 光ファイバ専用サービスの品目

(光ファイバ専用サービスの品目)

第4条 光ファイバ専用サービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目があります。

第3章 光ファイバ専用サービスの提供区域

(光ファイバ専用サービスの提供区域)

第5条 当社の光ファイバ専用サービスは、当社が別記1の提供区域において提供します。

第4章 契 約

(契約の単位)

第6条 当社は、光ファイバ専用回線1回線ごとに1の光ファイバ専用契約を締結します。

(共同光ファイバ専用契約)

第7条 当社は、1つの光ファイバ専用回線について契約者が2人以上となる光ファイバ専用契約(以下「共同光ファイバ専用契約」といいます。)を締結します。

2 前項の場合、契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(光ファイバ専用回線の終端)

第8条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に配線盤等を設置し、これを光ファイバ専用回線の終端とします。

2 当社は、前項の光ファイバ専用回線の終端に係る地点を定めるときは、契約者と協議します。

(光ファイバ専用申込の方法)

第9条 光ファイバ専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 光ファイバ専用サービスの品目
- (2) 回線数
- (3) 光ファイバ専用回線の終端の設置場所
- (4) その他光ファイバ専用申込の内容を特定するために必要な事項

(光ファイバ専用申込の承諾)

第10条 当社は、光ファイバ専用申込があつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その光ファイバ専用申込を承諾しないことがあります。この場合において、承諾しなかつたときは、当社は申込者に対し、その旨を通知します。

- (1) 申込みのあつた光ファイバ専用回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 光ファイバ専用申込者が光ファイバ専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第11条 光ファイバ専用サービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、光ファイバ専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に利用休止、光ファイバ専用契約の解除又は光ファイバ専用回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に定める額を支払っていただきます。

(契約者数の変更)

第12条 契約者は、契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに契約者となる者又は利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書(第9条(光ファイバ専用申込の方法)の契約申込書に準拠したものとします。)をサービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第10条(光ファイバ専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(品目等の変更)

第13条 契約者は、光ファイバ専用サービスの品目の変更を請求することができません。

(光ファイバ専用回線の移転)

第14条 契約者は、光ファイバ専用回線の移転の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第10条(光ファイバ専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(光ファイバ専用回線の異経路)

第15条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その光ファイバ専用回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

(光ファイバ専用回線の利用休止)

第16条 当社は、契約者から請求があったときは、光ファイバ専用回線(利用開始以後、30日以上経過したものに限り、以下この条において同じとします。)の利用休止(その光ファイバ専用回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

- 2 光ファイバ専用回線の利用休止期間(当該光ファイバ専用回線を利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)は、30日を超えるものとし、5年を限度とします。
- 3 光ファイバ専用回線の利用休止期間が5年を経過した後、契約者が新たに光ファイバ

専用回線の利用休止又は再利用の請求を行わない場合において、その5年間を経過した日から起算してさらに5年を経過したときは、その契約は解除されたものとします。

- 4 当社は、光ファイバ専用回線の利用休止をしている契約者から再利用の請求があった場合には、第10条(光ファイバ専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(光ファイバ専用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第17条 契約者が光ファイバ専用契約に基づいて光ファイバ専用サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う光ファイバ専用契約の解除)

第18条 契約者は、光ファイバ専用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

(当社が行う光ファイバ専用契約の解除)

第19条 当社は、第22条(利用停止)の規定により利用停止された光ファイバ専用回線等について、契約者が、なおその事実を解消しないときには、その光ファイバ専用回線等に係る光ファイバ専用契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第22条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、光ファイバ専用回線等の利用停止をしないでその光ファイバ専用回線等に係る光ファイバ専用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その光ファイバ専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にその旨を通知します。

(その他の提供条件)

第20条 光ファイバ専用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第21条 当社は、次の場合には、光ファイバ専用回線等の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第23条(光ファイバ専用回線の利用の制限)の規定により、光ファイバ専用回線の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により光ファイバ専用回線等の利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第22条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(その光ファイバ専用回線等の料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった光ファイバ専用回線等の料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その光ファイバ専用回線等の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
- (2) 第38条(利用に係る契約者の義務)又は第39条(他人に使用させる場合の契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、光ファイバ専用回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 光ファイバ専用回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を光ファイバ専用回線等から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定により光ファイバ専用回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第6章 光ファイバ専用回線の利用の制限

(光ファイバ専用回線の利用の制限)

第23条 当社は、光ファイバ専用サービスの全部を提供できなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている光ファイバ専用回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外の光ファイバ専用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

(注)当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその光ファイバ専用サービスに係る電気通信設備を変更することがあります。

第7章 料 金 等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第24条 当社が提供する光ファイバ専用サービスの料金は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供する光ファイバ専用サービスの工事に関する費用は、工事費及び設備費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(料金の支払義務)

第25条 契約者は、その光ファイバ専用契約に基づいて当社が光ファイバ専用回線等の提供を開始した日から起算して、光ファイバ専用契約の解除等があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用停止等により光ファイバ専用回線等を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。

ア 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、光ファイバ専用回線等を利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その光ファイバ専用回線等を全く利用できない状態(その光ファイバ専用回線等によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(3欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、12時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応するその光ファイバ専用回線等(その光ファイバ専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金
2 光ファイバ専用回線の利用休止をしたとき。	光ファイバ専用回線の利用休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその光ファイバ専用回線についての料金

<p>3 光ファイバ専用回線等の移転に伴って、光ファイバ専用回線等を利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合により光ファイバ専用回線等を利用しなかった場合であって、その光ファイバ専用回線等を保留したときを除きます。)</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその光ファイバ専用サービスについての料金。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。

(工事費の支払義務)

第26条 契約者は、光ファイバ専用申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその光ファイバ専用契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第27条 契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要する光ファイバ専用申込又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)第2(設備費)に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、光ファイバ専用回線の設置等の工事の着手前に解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費をお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第28条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

(料金等支払いの連帯責任)

第29条 共同光ファイバ専用契約を締結している各契約者は、その契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

第4節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第30条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、支払っていただきます。

(遅延損害金)

第31条 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 保 守

(契約者の維持責任)

第32条 契約者は、その光ファイバ専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第33条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が光ファイバ専用回線等に接続されている場合であって、光ファイバ専用回線等を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により光ファイバ専用回線等に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者に派遣費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) この場合の派遣費用は、85,000円/回(93,500円/回)とします。

(修理又は復旧の順位)

第34条 当社は、光ファイバ専用回線等が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第23条(光ファイバ専用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその光ファイバ専用回線等を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の光ファイバ専用回線等は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する光ファイバ専用回線等
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの

2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第35条 当社は、光ファイバ専用サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その光ファイバ専用回線等が全く利用できない状態(その光ファイバ専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、第25条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、光ファイバ専用回線等が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(第25条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。以下、この条において同じとします。)に対応する当該光ファイバ専用回線等に係る料金額(この約款の規定により当社が定める料金額(光ファイバ専用回線等の一部を全く利用できない状態の場合はその部分に係る料金額)に限ります。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により光ファイバ専用サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

(免責)

第36条 当社は、光ファイバ専用回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第10章 雑 則

(承諾の限界)

第37条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第38条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が光ファイバ専用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が光ファイバ専用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(3) 当社が光ファイバ専用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反してその光ファイバ専用回線等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、又はその他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第39条 契約者は、その光ファイバ専用回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その光ファイバ専用回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負っていただきます。

(2) 契約者は、その光ファイバ専用回線等に関する料金又は工事に関する費用のうち、その光ファイバ専用回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。

(3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その光ファイバ専用回線等に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その専用回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注)本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用

とします。

ア 第32条(契約者の維持責任)

イ 第33条(契約者の切分責任)

ウ 別記5(自営端末設備の接続)

エ 別記6(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

オ 別記7(自営電気通信設備の接続)

カ 別記8(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者からの光ファイバ専用回線等の設置場所の提供等)

第40条 契約者からの光ファイバ専用回線等の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(技術的事項)

第41条 光ファイバ専用サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

(法令に規定する事項)

第42条 光ファイバ専用サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注)法令に定めがある事項については、別記5から別記8に定めるところによります。

(閲覧)第43条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記

別記

1 光ファイバ専用サービスの提供区域

当社の光ファイバ専用サービスは、次に掲げる県の区域における光ファイバ専用回線の終端相互間において提供します。

県の区域
愛知県、静岡県(富士川以西)、三重県、岐阜県、長野県の一部

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかにサービス取扱所に通知していただきます。

4 契約者からの光ファイバ専用契約回線等の設置場所の提供等

- (1) 光ファイバ専用回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が光ファイバ専用回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 契約者は、光ファイバ専用回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その光ファイバ専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その光ファイバ専用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて登録認定機関事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。以下同じとします。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。

(6) 契約者は、その光ファイバ専用回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、光ファイバ専用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を光ファイバ専用回線等から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

(1) 契約者は、その光ファイバ専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その光ファイバ専用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。

(6) 契約者は、その光ファイバ専用回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

光ファイバ専用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、光ファイバ専用回線等を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

10 新聞社等の基準

用語	用語の意味
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2)発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

料 金 表

目 次

通 則	-----	23
第1表 料金	-----	25
第1 光ファイバ専用サービスに関する料金	-----	25
1 適 用	-----	25
2 料金額	-----	27
第2表 工事に関する費用	-----	28
第1 工事費	-----	28
1 適 用	-----	28
2 工事費の額	-----	28
第2 設備費	-----	29
1 適 用	-----	29
2 設備費の額	-----	29

通 則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその光ファイバ専用契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日に関光ファイバ専用回線等の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日に関光ファイバ専用契約の解除等があったとき。
 - (3) 暦月の初日に光ファイバ専用回線等の提供を開始し、その日にその光ファイバ専用契約等の解除があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日に関光ファイバ専用回線の移転等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少があった日から適用します。
 - (5) 第25条(料金の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、歴日数により行います。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別な事情がある場合は、5の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 9 第25条(料金の支払義務)から第27条(設備費の支払義務)までの規定等により料金

表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算した額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。なお、料金表に規定する料金額は税抜価格とし、かっこ内の料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注)当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の光ファイバ専用取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

(実費の算定方法)

11 当社は、この約款に規定する加算額及び設備費のうち、別に算定する実費とされているものについては、次により算定します。

(1)加算額

ア 回収すべき金額(年額)は、次の各項目の合計額とします。

- ①営業費: 創設費 × 営業费率
- ②諸 税: 創設費 × 諸税率
- ③報 酬: 創設費 × 報酬額率

イ 収納すべき料金額(月額)は、(1)の方法により算定した回収すべき金額(年額)の12分の1の額とします。

(2)設備費

設備費の額 = 物品費 + 取付費 + 間接費

項目	区分	算定方法	
物品費	—	購入価格	
取付費	ア 労務費	1時間当り人件費単金 × 延労働時間	左記のア、イの合計額
	イ 消耗品費	消耗品価格に消耗品の調達に要する費用を加えたもの	
間接費	—	当該工事に係る物品費及び取付費以外に要する全ての経費(ガソリン代、車両の維持費、測定器等の損料、管理費等)	

第1表 料金

第1 光ファイバ専用サービスに関する料金

1 適用

料 金 の 適 用							
(1)品目に係る料金の適用	<p>当社は、光ファイバ専用サービスに関する料金を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1心式</td> <td>1心を1の光ファイバ専用回線とするもの</td> </tr> <tr> <td>2心式</td> <td>2心を1の光ファイバ専用回線とするもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	1心式	1心を1の光ファイバ専用回線とするもの	2心式	2心を1の光ファイバ専用回線とするもの
品 目	内 容						
1心式	1心を1の光ファイバ専用回線とするもの						
2心式	2心を1の光ファイバ専用回線とするもの						
(2)回線距離の算出	光ファイバ専用回線の双方の終端間の光ファイバケーブルの長さにより算出します。この場合、100メートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。						
(3)最低利用期間内に光ファイバ専用契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 光ファイバ専用サービスについては、異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、前項の最低利用期間内に利用休止又は光ファイバ専用契約の解除があった場合は、第25条(料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金(基本回線専用料とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額を、一括して支払っていただきます。ただし、1心式の光ファイバ専用契約の解除であって、同時に、その光ファイバ専用回線の各終端を同じとする2心式の光ファイバ専用回線を新設した場合は除きます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に光ファイバ専用回線の移転があった場合は、その移転前の料金の額から移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p>						
(4)回線距離の変更があった場合の料金の適用	光ファイバ専用回線の移転工事があったときは、料金を再算定します。						
(5)異経路による光ファイバ専用回線に係る料金の適用	<p>ア 光ファイバ専用回線が異経路となる場合は、異経路の線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路の加算額については、異経路の線路について耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>						
(6)復旧等に伴い光ファイバ専用回線の経路を変更した場合の料金の適用	当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧をするときに、一時的にその経路を変更した場合の基本回線専用料(異経路の線路に係る加算額を含みます。)は、その光ファイバ専用回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。						
(7)特別電気通信設備に係る料金の適用	光ファイバ専用回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。						

<p>(8)配線設備に係る料金の適用</p>	<p>光ファイバ専用回線において、当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備に係る加算額を適用します。</p> <p>ア 光ファイバ専用回線の終端から1のジャック又はローゼット(ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備とします。以下この欄において同じとします。)までの配線</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線</p>
------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 料金額

(1) 基本回線専用料

光ファイバ専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額	
		1心式	2心式
回線距離	1kmまでのもの	100,000円(110,000円)	160,000円(176,000円)
	1kmを超えるもの	100,000円(110,000円)に1kmを超える100mまでごとに10,000円(11,000円)を加えた額	160,000円(176,000円)に1kmを超える100mまでごとに16,000円(17,600円)を加えた額

(2) 加算額

月額

料金種別	単位	料金額
ア 異経路の線路専用料	---	別に算定する実費
イ 特別電気通信設備専用料	---	別に算定する実費
ウ 配線設備専用料	1配線ごとに	2,000円(2,200円)
備考 別に算定する実費の計算方法については、当社が指定するサービス取扱所において閲覧に供します。		

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用							
(1)工事費の適用	工事費は、工事を要する光ファイバ専用回線等において、1の工事ごとに適用します。						
(2)移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付に関する工事について適用します。						
(3)工事の適用区分	工事費の区分は次のとおりとします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">工事の区分</th> <th style="width: 50%;">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 配線設備に係る工事</td> <td>配線設備の設置、変更、移転又は取り替えの場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 光ファイバ専用回線の利用休止等に係る工事</td> <td>光ファイバ専用回線の利用休止又は再利用等の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 配線設備に係る工事	配線設備の設置、変更、移転又は取り替えの場合に適用します。	イ 光ファイバ専用回線の利用休止等に係る工事	光ファイバ専用回線の利用休止又は再利用等の場合に適用します。
工事の区分	適 用						
ア 配線設備に係る工事	配線設備の設置、変更、移転又は取り替えの場合に適用します。						
イ 光ファイバ専用回線の利用休止等に係る工事	光ファイバ専用回線の利用休止又は再利用等の場合に適用します。						

2 工事費の額

工 事 の 種 類	単 位	工 事 費 の 額
		光 配 線
配線設備に係る工事	1の工事ごとに	12,000円(13,200円)
光ファイバ専用回線の利用休止等に係る工事	1の工事ごとに	5,000円(5,500円)
備考 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。		

第2 設備費

1 適用

設 備 費 の 適 用	
(1)設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ア 異経路による光ファイバ専用回線の部分 イ 特別な電気通信設備の部分 ウ 当社が別に定める耐用年数を経過した場合であつて、当社が別に定める技術基準を維持できなくなり、その設備の取り替えが必要となったときは、再度設備費を適用します。

2 設備費の額

設 備 費 の 額
別に算定する実費
備考 別に算定する実費の計算方法については、当社が指定するサービス取扱所において閲覧に供します。

別 表

別表 光ファイバ専用サービスにおける基本的な技術的事項

1 光ファイバ専用サービス

光ファイバ仕様、性能

項目	仕様、性能
ファイバ種別	石英系SM型
モードフィールド径	9.5±1 μm
クラッド径	125±2 μm
偏心率	1 μm以下
クラッド非円率	2%以下
ケーブル遮断波長	1.10～1.29 μm以下
スクリーニングレベル	0.5%以上
伝送損失	0.5dB/km以下(1.31 μm)
波長分散	3.5ps/nm・km以下(1.285～1.330 μm)
損失温度変動	0.2dB/km以下

※1.31 μm以外の波長における性能については保証いたしません。

その他

項目	仕様
接続コネクタ種別	SC(F04型単心光ファイバコネクタ JIS C5973) LC(IEC61754-20準拠)
接続コネクタ端面研磨種別	PC SPC

附 則

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成14年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 この改正規定実施前にその事由が生じた光ファイバ専用サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年1月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、2021年3月25日から実施します。